

はばたけ 認定司書



対象者

公共図書館に10年以上勤務する司書（司書有資格者を含む）で、かつ、一定の研修を積み重ね、著作（8,000字以上）を著している者。

職員は、正規職員・非正規雇用を問わず、非常勤、臨時、派遣等を含む。

認定スケジュール

申請受付：2011年11月1日
～11月30日（必着）

問い合わせ

社団法人 日本図書館協会
認定司書事業委員会
mail:nintei@jla.or.jp

日本図書館協会

認定司書申請受付開始

詳細は裏面か<http://www.jla.or.jp/nintei/>をご覧ください

認定司書 (Certified Professional Librarian)

「認定司書」とは

司書の専門性の向上に不可欠な図書館の実務経験、実践的知識・技能を継続的に修得した者として、本協会認定司書審査に合格し、公立図書館や私立図書館の経営の中核を担う司書として公的に認定された者です。

この制度は、司書全体の研鑽努力を奨励し、司書職のキャリア形成や社会的認知の向上に資することを目的としています。また、十分な知識・技能と意欲をもって図書館に勤務する司書の継続かつ安定的な雇用が確保され、わが国の図書館全体の振興につながることを期待されています。

1 審査要件

- ① 地方公共団体、日本赤十字社、一般社団法人・一般財団法人の図書館で働く方。
- ② 図書館法第4条に定める司書又は司書有資格者。
- ③ 勤務経験：
 - ア 図書館法第2条に定める図書館（公共図書館〔公立図書館、私立図書館〕）における勤務経験の合計が、司書資格を取得した日から10年以上であること、又は司書資格を取得した日から公共図書館、公共図書館以外の図書館、他の類縁機関の勤務経験の合計が10年以上であること
 - イ 申請時において過去10年間のうち少なくとも5年は公共図書館における勤務経験を有すること。
- ④ 申請時までの10年間に研修受講、社会的活動等、一定の研鑽（20ポイント以上）を重ねていること。
- ⑤ 申請時までの10年間に一定の要件を満たす著作（8,000字以上）を著していること。
- ⑥ 申請時までの10年間に地方公務員法に規定された遵守事項、「図書館員の倫理綱領」に違反していないこと。

2 認定の仕組み

- ・ 審査（申請書類）→申請受付期間2011年11月1日～11月30日（協会必着）
- ・ 認定証交付，認定司書名簿に記載・公表
- ・ 認定証の有効期間は10年。更新希望者は10年以内に認定更新の審査を受けま

3 審査会

審査は認定司書審査会が行います。この審査会は、理事長の下、委員は事務局長、認定事業担当常務理事と、図書館現職者、学識経験者、外部有識者の5名以上です。

第2回審査会構成（50音順）

秋本 敏（ふじみ野市立上福岡図書館，研修事業委員会委員長）

糸賀 雅児（慶應義塾大学教授，認定司書事業委員会委員長）

片山 善博（慶應義塾大学教授，前総務大臣）

志保田 務（放送大学客員教授）

松岡 要（日本図書館協会事務局長，常務理事）

山本 宏義（関東学院大学教授，常務理事）

4 認定費用

- ・ 審査料：7,000円
- ・ 認定料：協会個人会員20,000円，左記以外110,000円

司書のキャリア形成や社会的認知の向上をめざす「認定司書」の申請にご応募ください。

<http://www.jla.or.jp/nintei/>